

平成20年5月1日改正後

○相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の廃置分合に伴う地域自治区の設置等に関する協議書

平成18年1月1日から相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市を廃し、その区域をもって新たに「南相馬市」を設置することに伴う地域自治区の設置等について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第5条の5第2項、同条の6第1項及び同条の6第3項の規定により、下記のとおり定める。

記

1 地域自治区の設置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の4第1項の規定に基づき、相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の区域ごとに地域自治区を設置する。

2 地域自治区の名称について

地域自治区の名称は、次のとおりとする。

小高区

鹿島区

原町区

3 事務所の位置、名称及び所管区域について

地方自治法第202条の4第2項の規定に基づき、地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

地域自治区の名称	事務所の位置	事務所の名称	所管区域
小高区	現在の小高町役場の位置	小高区役所	現在の小高町の区域
鹿島区	現在の鹿島町役場の位置	鹿島区役所	現在の鹿島町の区域
原町区	現在の原町市役所の位置	原町区役所	現在の原町市の区域

4 区役所の役割について

区役所は、地域自治区の区域内の振興に向けた施策の展開及び住民の身近なところで住民の意見を反映して行う地域住民に対する行政サービスを担任する。

5 地域協議会の設置について

(1) 地方自治法第202条の5第1項の規定に基づき、地域自治区ごとにそれぞれ地域協議

会を設置する。

- (2) 地域協議会の名称は、次のとおりとする。

小高区地域協議会

鹿島区地域協議会

原町区地域協議会

6 地域協議会の構成員について

- (1) 地域協議会の構成員(以下「委員」という。)の定数は、それぞれ15人以内とし、それぞれの地域自治区の状況に応じて組織する。

- (2) 委員は、地域自治区の区域内に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

ア 公共的団体の推薦のあった者

イ 地域の代表としてふさわしい見識を有する者

ウ その他市長が必要と認める者

7 委員の任期について

- (1) 地方自治法第202条の5第4項の規定に基づく委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (2) 委員の再任は、妨げない。

- (3) 委員は、当該自治区に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

8 委員の報酬について

委員に日額の報酬を支給する。なお、報酬の額については、市長が別に定める。

9 会長及び副会長について

- (1) 地方自治法第202条の6第1項の規定に基づき、地域協議会に、会長及び副会長を置く。

- (2) 会長及び副会長の選任の方法は、委員の互選により推薦のあった者から市長が選任する。また、市長は、会長及び副会長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他その職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを解任することができる。

- (3) 会長は、地域協議会を代表する者として、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会の運営全体を総理する。

- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

10 協議会の会議について

- (1) 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し会議の議長となる。
- (2) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- (5) 会議は原則として公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は公開しないことができる。

11 地域協議会の権限について

- (1) 地域協議会は、当該地域自治区に関し市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
- (2) 地方自治法第202条の7第2項に規定する市の施策に関し、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない重要事項は、次に掲げる事項とする。
 - ア 新市建設計画に関する事項
 - イ 市の基本構想及び基本計画に関する事項
 - ウ 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
 - エ 自治振興基金の使途に関する事項
- (3) 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

12 地域協議会の庶務について

地域協議会の庶務は、各区役所において処理する。

13 その他

この協議書に定めるもののほか、地域自治区の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成17年2月28日

小高町長 江井績
鹿島町長 中野一徳
原町市長 渡辺一成